

平成十四年度

第二十二回

港湾環境整備負担金部会速記録

日時 平成十四年十二月二十六日(木曜日)

於 東京都庁第一本庁舎四十二階北塔
特別会議室B

次第

- 一 開 会
- 二 部会長の互選
- 三 挨拶
- 四 諮問事項の審議
港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について(案)
- 五 閉 会

出席者

学識経験を有する者

(社)日本港湾協会理事

坂井順行

(財)東京動物園協会常任理事

山田元一

港湾・海上公園利用者

(社)東京港運協会会長

鶴岡元秀

東京倉庫協会会長

伊藤幸治(代理)

東京港定航船主会会長

畠山豊生

東京港湾労働組合協議会副議長

都澤秀征

関係行政機関の職員

関東地方整備局局长

渡辺和足(代理)

関東運輸局次長

野竹和夫(代理)

東京海上保安部長

黒川曉博

東京都職員

港湾局長

高橋信行

技 監

高野一男

港湾経営部長

浅倉義信

港湾整備部長

梶山修

離島港湾部長

樋口和行

計画調整担当部長

松井和行

参事(物流企画担当)

吉田安輝

参事(開発調整担当)

萩原豊吉

参事(環境対策担当)

安藤哲士

水域管理課長

宇中道雄

企画課長

多羅尾光睦

開 会 (午前十一時二十八分)

多羅尾企画課長 大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより東京都港湾審議会、第二十二回港湾環境整備負担金部会を開催させていただきますと存じます。

本来、議事進行につきましては部会長にお願い申し上げますところでございますが、先ほども申しましたように、本日は海上公園審議会と港湾審議会を統合いたしましたして、委員改選を行って初めての審議会でございます。新たに審議部会長からご指名を受けられた皆様の最初の部会となりますので、部会長席が空席となっております。しばらくの間、私、総務部企画課長の多羅尾が進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

当部会の審議につきましては、審議会と同様に公開とさせていただきます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○多羅尾企画課長 ありがとうございます。それでは特に異議がございませんようですので、公開とさせていただきます。

それでは、お手元にございます会議次第に従いまして議事を進めさせていただきますと存じます。

まず、出席状況、資料についてご報告申し上げます。ただいま代理でご出席をいただいている方を含めまして、九名全員の「ご出席をいただいております。

次に、本日お手元に配付させていただきました資料につきまして確認させていただきます。

まず会議次第でございます。それから東京都港湾審議会港湾環境整備負担金部会委員名簿でございます。それから諮問書の写しでございます。次に資料1、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

資料2、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料3、「負担割合一覧表」でございます。

資料4、「平成十二年度・平成十四年度負担金徴収額比較表」でございます。

そのほか冊子でお配りしております、「東京都環境整備負担金条例・同施行規則」、「港湾環境整備負担金制度について」及び座席表でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

部 会 長 の 互 選

多羅尾企画課長 それでは引き続きまして、部会長の選任に移らせていただきます。

部会長は東京都港湾審議会条例第八条の第三項によりまして委員の皆様のご互選により選任していただくことになっております。それでは部会長の選任につきまして、どなたかご発言ございますでしょうか。

鶴岡委員、お願いいたします。

鶴岡委員 私から提案させていただきます。

部会長には港湾行政にご造詣の深い坂井委員をお願いしているかかと思っております。坂井委員にはご多忙のところまことに恐縮でございますが、部会長へのご就任をお願い申し上げます。私の提案とさせていただきます。

多羅尾企画課長 ただいま坂井委員をというご推薦でございますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

多羅尾企画課長 それでは坂井委員に部会長をお願いしたいと存じます。恐れ入りますが、坂井委員には部会長席へお移りい

ただきたいと思えます。

それでは坂井委員、議事進行をよろしくお願いいたします。坂井部会長 わかりました。それでは今、鶴岡委員のほうからご推挙いただきました坂井でございますが、重責を全うできるかどうか心もとない面もございますが、精いっぱい頑張りたいと思えます。皆様方の絶大なご支援のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

挨拶

坂井部会長 それでは早速でございますけれども、港湾局長さんのほうからごあいさつをお願いしたいと思います。

高橋港湾局長 港湾局長の高橋でございます。第二十二回の港湾環境整備負担金部会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は大変お忙しい中、港湾審議会の総会に引き続きまして本負担金部会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また坂井部会長をはじめ、委員の皆様方には本部会の委員として、今後「尽力をいただく」となると思いますが、よろしくお願ひを申し上げます。

先ほどもお話がありました、東京港におきましては、日本を代表する国際貿易港として、ソフト・ハードの両面から国際競争力の強化を図り、さらなる振興発展を目指しております。

同時に、港で働く人々はもちろん、多くの都民にも海辺や港の風景に親しんでいただけるなど、安全で良好な港湾環境の保全が重要な課題になっております。このため東京都は東京港の快適な水辺・緑地空間の整備や、水面の清掃業務等に積極的に取り組んでおりまして、そのような業務遂行に港湾環境整備負担金を有効に活用しているところでございます。

本日は審議いただきますのは、平成十四年度の「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。詳細につきましては、担当部長からご説明申し上げますのでよろしくご審議をお願い申し上げます。

簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。

諮問事項の審議

港湾環境整備負担金に係る
負担対象工事の指定について
(案)

坂井部会長 ありがとうございます。

ただいま局長より丁寧なごあいさつをいただきました。それでは諮問事項の審議に入りたいと思えます。恐れ入りますが、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」がございまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

ごうぞ。

浅倉港湾経営部長 港湾経営部長の浅倉でございます。座ってご説明させていただきます。

港湾環境整備負担金制度につきましては既にご案内のことと存じますが、このたび新たにご就任を賜りました委員の方もいらっしゃいますので、この制度につきまして簡単に説明させていただきます。

港湾環境整備負担金制度は、昭和四十八年の港湾法の改正によりまして導入されたものでございます。この制度は、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を行っている事業者の方々にご負担をいただくものでございます。

東京都におきましては、昭和五十五年度に港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしまして、昭和五十六年度を初年度といたしまして負担金を徴収しているところでございます。

それでは諮問案の内容についてご説明申し上げます。

本日ご審議いただきます平成十四年度の港湾環境整備負担金の概要でございますけれども、負担金の徴収総額は約五千五百万円、昨年に比べますと約百四十三万円減少しております。負担金の徴収額が減少している理由は、負担対象事業費が減少したことによるものでございます。また、負担対象事業者は六十四社でございます。

恐れ入りますが、お手元にお配りしております、資料1、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」を「らんい」ただきたいと思えます。

二枚目の負担対象工事の指定についての表をお開き願います。表の最上段にあります、工事の種類からの負担区域内ある事業場の合計面積まで、項目ごとに順次ご説明申し上げます。からの各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、条例に基づいて告示すべき事項でございます。

まず、欄の工事の種類でございますが、1 港湾環境整備施設の建設又は改良の工事、この港湾環境整備施設と申しますのは、港湾法第二条に定められておりまして、海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境の整備のための施設を申します。東京港の場合は、臨港地区内の十力所の海上公園が該当しております。2 同施設の維持工事、3 漂流物の除去その他の水面清掃のための工事の三種類でございます。

なお、次の欄からの欄は、この二種類の工事を工事別に記載してございます。

の欄は工事の名称でございます。1の建設または改良の工

事は、城南島海浜公園の工事でございます。2の維持工事は、晴海ふ頭公園等全部で十力所の公園の工事でございます。最後に水面清掃のための工事は、東京港港湾区域内における水面の清掃工事でございます。

の欄は工事の実施された場所、の欄は工事の完了した日、の欄はそれぞれの工事に要した平成十三年度の費用でございます。

の欄は負担区域でございます。1の建設または改良工事及び2の維持工事につきましては臨港地区が負担区域でございます。水面の清掃工事につきましては、臨港地区、及び水面の事業場を含めます港湾区域が負担区域となります。なお、負担対象事業者は臨港地区及び港湾区域内で事業を営んでおられる事業者でございます。東京都港湾環境整備負担金条例第三条に基づきまして、事業上の敷地面積が一万平方メートル以上の方々に負担していただくことになっております。

の欄でございますけれども、それぞれの工事に要した費用に対する負担割合でございます。今年度の負担割合は昨年度と同様でございます。負担割合は公園を利用する事業者と、都民の利用度に応じた負担割合となっております。その内容につきましては、資料3に記載してございますので、「らんい」ただきたいと思えます。

の欄は負担区域内にある事業場の合計面積でございます。この面積が負担金徴収額算出の基礎となるものでございます。

以上、諮問案について概略をご説明申し上げますが、詳細につきましては、資料2の附属資料につきまして補足させていただきます。と思えます。

恐れ入りますが、資料2の二ページをお開き願います。

負担金の負担区域をあらわしてございます。負担区域は、東京港港湾区域・臨港地区でございます。太い黒線で囲われた範

囲のうち、水域部分が港湾区域でございまして、五千四百五十三ヘクタールでございまして、赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございまして、千六十・八ヘクタールでございまして、それぞれ表の右側に記されております。また右の中段の表には、先ほどご説明申し上げました工事の種類が色分けしてございまして、それぞれの施行箇所を図面に落としてございまして、ごらんいただきたいと思っております。

青色で表示してあるのが、港湾環境整備施設の建設・改良工事の実施箇所で一カ所でございまして、9の番号で示してございまして、城南島海浜公園です。緑色の表示箇所と先ほどご説明申し上げました青色で表示してあります箇所が、港湾環境整備施設の維持工事の対象となる公園でございまして、合わせて十カ所でございます。公園の名称及び面積は図の右下に記載してございましてごらんいただきたいと存じます。

続きまして二ページでございまして、平成十四年度負担金徴収額の概要でございまして、この表は負担金徴収額の算定内容を記載してございまして。

上段の表の建設・改良工事を例にとりましてご説明申し上げます。A欄の事業費の一億六千六百一十六万八千七百五十五円、これは城南島海浜工事の整備費用でございまして、A欄の事業費にB欄の負担割合を掛けたものがC欄の負担対象額でございまして、千六百六十四万一千七百九十七円となります。D欄の分母面積にありまして、負担区域内にございまして事業場等の敷地の総面積をあらわしております。この総面積は、八百四十二万五千三百平方メートルでございまして、E欄の分子面積は、負担区域内の一平方メートル以上の事業場を有する事業者すなわち、負担対象事業者の事業場等の敷地面積の合計で、三百八十七万七千六百九十平方メートルでございまして、次のF欄の徴収額は、C欄の負担対象額にE欄の分子面積が、D欄の分母面

積に占める割合を乗じたものでございまして、計算いたしますと七百五十二万九千七百七十六円となります。

以下、維持工事と水面清掃工事についても同様の計算を行います。三つの工事を合計いたしますと、負担金の徴収額は五千五百九十六万五千五百五十九円となります。なお一社当たりの平均金額は約八十七万円でございます。一平方メートル当たりの単価は、約十四円となります。

下段の表は工事に要した費用の内訳、及び事業場等の敷地面積の算出基礎を記載してございまして。

次の三ページから五ページまでは、各工事の事業費の明細を決算額調書をもとに表にしたものでございまして。

次の六ページは表の建設・改良工事が行われました公園の図面でございます。六ページをごらんいただきたいと存じます。城南島海浜公園の図面でございます。工事の内容につきましまして、人口海浜の陸域及び水域の一部整備でございまして。

次、七ページをごらんいただきたいと存じます。緑地の維持工事の対象となっております公園の名称、管理面積、面積の増減等を記載したものでございまして。

恐れ入りますが、次に資料4をごらんいただきたいと存じます。この表は、ご参考までに平成十二年度と平成十四年度の事業費等を比較したものでございまして、対象となる工事の種類ごとに、上段が平成十四年度、中段が平成十三年、下段に増減を記載してございまして、それぞれの工事の徴収額につきましまして、表の右側に記されているとおりでございまして。

徴収額は合計欄にございましており、全体の徴収額が約五千五百九十六万円で、昨年に比べまして、約百四十二万円の減少となっております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

坂井部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局のほうから諮問事項につきましてのご説明等がございました。何かご発言なり、あるいはこの際、初めてのことであるのだからと聞いておきたいということでも結構でございます。何でも結構ですが、どうぞ、特にございませんでしょうか。

それでは、ご発言もございませんようですので、お諮りをしたいと思いますが、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきましては、原案とおりとするという旨答申をさせていただきますかと思っておりますが、「異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の音あり）

坂井部会長 ありがとうございます。「異議なし」とのことでございますので、原案を適当とする旨答申することといたしたいと思います。

以上をもちまして諮問事項の審議を終わりたいと思います。

なお、条例第八条四項に基づきまして、本日の審議の経過過程といましようか、それは次回に開催されます港湾審議会に報告をするということになっておりますので、ご了承をいただきますかと思いません。

ごつもありがとうございます。これで閉会とさせていただきます。ごつもありがとうございます。

閉会（午後十一時四十八分）

了